

平成28年度恩納村博物館企画展 「小蛾類(しょうがるい)の世界」

平成28年1月29日～3月27日まで、沖縄市立郷土博物館にて開催された展示会「小蛾類の世界」では恩納村で捕獲された小蛾類の標本も数多く展示されていました。そこで、今回、沖縄市立郷土博物館の協力の下、恩納村博物館にて企画展「小蛾類の世界」を開催します。さらに、平成28年3月に新種として登録された小蛾類の標本も展示しますので、是非、この機会にご覧ください。

主催：恩納村博物館、共催：沖縄市立郷土博物館
 監修：寺田剛（小蛾類研究者）
 開催期間：平成28年4月19日（火）～5月22日（日）
 開館時間：午前9時～午後5時（最終入館は午後4時30分）
 会場：恩納村博物館2階企画展示室
 観覧料：無料

恩納村文化情報センターだより Vol.54

特別資料整理期間の報告

2月15日～2月29日まで、特別資料整理期間のため休館させていただきました。蔵書点検の結果37392点中不明資料が8点ありました。この8点につきましては、今後とも調査をしていきます。この期間中、本の点検以外にも配架の見直しや、書架の整理作業、図書データチェックなどを行いました。これに伴い、一般書・児童書コーナーの本棚の並びや大活字本や外国語資料、絵本のコーナーの場所を変更しました。また、企画展示のコーナーも新しくなりましたので、ぜひご覧ください。皆様のご協力ありがとうございました。

石狩市民図書館友好図書館一周年記念事業

今年の4月23日で石狩市民図書館と友好図書館締結を結んでから一周年を迎えます。一周年記念企画として、互いの図書カードが作成できるイベントを行います。文化情報センターで石狩市民図書館の利用カードが作成でき、期間は4月19日（火）～5月8日（日）までとなっております。皆様のご登録をお待ちしております。

貸出冊数が変わります

村内利用者の方へお知らせです。4月から貸出冊数が変わります。今までは全部で5点、その内2点までCD・DVDの貸出となっていました。4月からは図書5点、CD・DVD2点の計7点まで借りられるようになります。村外の利用者の方は今まで通り5点の貸出です。皆様のご利用お待ちしております。

【貸出冊数の変更】
 【現在】 【4月から】
 5点(内2点までCD/DVD)→7点(図書5点、CD/DVD2点)
 ※村外の方の変更はありません。

開館イベントのお知らせ

4月23日（土）は恩納村文化情報センター開館一周年です。一周年を記念して、おはなし会や絵本のイベントを開催する予定です。イベントの詳細は随時HPや文化情報センターにて告知いたします。

【問合せ】 恩納村文化情報センター ☎ 982-5432

～児童福祉週間とは～

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要である。

このため、政府では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に厳しいひとり親家庭等への支援の充実、社会的養護の推進及び児童虐待防止対策の強化に取り組み、子どもが健やかに育つための総合的な対策を進めている。

こうした中、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的に、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

期間：平成28年5月5日（木）から5月11日（水）

問合せ：福祉健康課 母子保健係 ☎ 966-1207

第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

1. 特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

2. 支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順位表による先順位者お一人に支給されます。（後順位者に受給権を譲渡することはできません。）

順位	対象者	支給要件
1	弔慰金の受給権者	主に戦没者の配偶者（遺族以外の方と結婚していない妻など）
2	子	-
3	(1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹	・戦没者の死亡時、生計関係があった。 ・平成27年4月1日時点で遺族以外の方の養子になっていない。 ・平成27年4月1日時点で遺族以外の方の名字を変える結婚をしていない。 ※以上の全ての要件を満たしているか否かで順位が入れ替わります。
4	三親等内家族（甥・姪など）	戦没者と一年以上、生計関係があること

3. 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債です。償還額は年5万円です。

4. 請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで
 （請求期間を過ぎると、第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。）

5. 請求窓口

恩納村役場1階 福祉健康課 地域福祉係

6. 受付時間

①午前9時～11時 ②午後1時～4時 ※（土・日・祝日は除く）

7. 持参するもの

前回の特別弔慰金の国債、印鑑（郵便局で使用する印鑑）、個人番号カードまたは通知カード

【お願い】

《これまでに受給されたことがある方へ》

引き続き請求手続きを行われる場合は、「裁定通知書」や「国庫債券の写し」「郵便局の国庫債券預かり証」など、受給歴が確認できるものを窓口にて持参して頂けると大変助かります。

《初めて請求をされる方へ（新規請求及び前回は受給者以外の請求）》

請求権利の確認をされる際は、次の質問等をさせていただきますが、記憶の範囲内で回答してください。

- 戦没者様の氏名
- 戦没当時の本籍地都道府県名
- 戦没者様に対する「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族援護法による遺族年金」等を受給されていた方の氏名と死亡年月日
- 請求をされる方と戦没者様の続柄
- 請求をされる方の生年月日
- 以前に戦没者様の特別弔慰金を受給されていた方がいる場合は、受給者様の氏名と住所

【注1】 状況により、追加書類等が必要になり、再度役場へ来庁していただく場合があります。

【注2】 受付は請求内容により時間を要しますので、予め時間に余裕をもってお越しください。

問合せ：福祉健康課 地域福祉係 ☎ 966-1207

介護予防教室「はいさい教室」の開催について

生活機能の低下がみられ介護予防が必要な方を対象に介護予防教室「はいさい教室」を開催します。

内容：運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム、うつ・閉じこもり予防、認知症予防を組み合わせた複合型プログラムです。（体操等の運動器の機能向上プログラムが主になります。）

日程：平成28年5月10日から7月29日までの毎週火曜日と金曜日で合計24回のコースです。

時間：午前9時30分から午前11時30分まで

場所：恩納村総合保健福祉センター

参加費：無料（送迎もあります）

申し込み期限：平成28年4月28日まで

※万一、参加希望者が多数の場合は、福祉健康課にて審査した上で参加者の決定を致します。



申し込み・問合せ

恩納村地域包括支援センター（役場福祉健康課内）☎ 966-1207 担当 比嘉 匠